

第 128 号 (令和 5 年 3 月 3 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[条例]

- △ 横浜市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例【こども青少年局企画調整課】 3

[規則]

- △ 横浜市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則【政策局大学調整課】 6

[告示]

- △ 固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧【財政局固定資産税課】 7
- △ 特定計量器定期検査の実施【経済局消費経済課】 8
- △ 同 【経済局消費経済課】 9
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こどもの権利擁護課】 11
- △ 「よこはまのいきものハンドブック」売払代金収納事務の委託【環境創造局環境科学研究所】 12

[公告]

- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 13
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環境課】 14
- △ 横浜農業振興地域整備計画の変更及び農用地利用計画変更案の縦覧【環境創造局農政推進課】 15
- △ 公共下水道事業計画の変更【環境創造局下水道事業マネジメント課】 16
- △ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】 17
- △ 排水設備指定工事店の指定申請の受付【環境創造局管路保全課】 18
- △ 横浜国際港都建設計画公園の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 19
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 20
- △ 同 【建築局都市計画課】 22
- △ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】 23
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 24
- △ 同 【建築局調整区域課】 25
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 26
- △ 同 【建築局調整区域課】 27
- △ 同 【建築局調整区域課】 28
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 29
- △ 同 【建築局建築指導課】 30
- △ 同 【建築局建築指導課】 31
- △ 土地区画整理審議会委員補欠選挙人名簿の確定等【都市整備局市街地整備調整課】 32

[区告示]

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【栄区地域振興課】 33

[教育委員会]

- △ 個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額【教育施設課】 34

【監査委員】

△ 包括外部監査の結果に関する報告の公表【監査管理課】 47

【市会】

△ 横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部改正【秘書広報課】 48

条例

横浜市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月3日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第7号

横浜市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

(横浜市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 横浜市子ども・子育て会議条例(平成25年3月横浜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1項第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第 35 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 36 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に改め、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とを削る。

第 37 条第 2 項及び第 39 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第 51 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

(横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正)

第 3 条 横浜市認定こども園の要件を定める条例(平成 27 年 2 月横浜市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改める。

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 3 号、第 49 条、第 56 条第 2 項、第 57 条、第 98 条、第 112 条、第 151 条、第 161 条並びに第 194 条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 5 条 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

規則

横浜市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 13 号

横浜市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

横浜市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 17 年 3 月横浜市規則第 45 号）の一部を次のように改正する。
第 10 条中「にいう」の次に「純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

告示

横浜市告示第 88 号

固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧
令和 5 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次
のとおり納税者の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧に供する価格等縦覧帳簿

- (1) 土地価格等縦覧帳簿
- (2) 家屋価格等縦覧帳簿

2 縦覧期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 5 年 5 月 1 日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

3 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

4 縦覧場所

土地及び家屋の所在地	縦覧に供する場所
鶴見区の区域	横浜市鶴見区役所総務部税務課
神奈川区の区域	横浜市神奈川区役所総務部税務課
西区の区域	横浜市西区役所総務部税務課
中区の区域	横浜市中区役所総務部税務課
南区の区域	横浜市南区役所総務部税務課
港南区の区域	横浜市港南区役所総務部税務課
保土ヶ谷区の区域	横浜市保土ヶ谷区役所総務部税務課
旭区の区域	横浜市旭区役所総務部税務課
磯子区の区域	横浜市磯子区役所総務部税務課
金沢区の区域	横浜市金沢区役所総務部税務課
港北区の区域	横浜市港北区役所総務部税務課
緑区の区域	横浜市緑区役所総務部税務課
青葉区の区域	横浜市青葉区役所総務部税務課
都筑区の区域	横浜市都筑区役所総務部税務課
戸塚区の区域	横浜市戸塚区役所総務部税務課
栄区の区域	横浜市栄区役所総務部税務課
泉区の区域	横浜市泉区役所総務部税務課
瀬谷区の区域	横浜市瀬谷区役所総務部税務課

横浜市告示第 89 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中竹春

1 検査対象器種及び検査区域

項番	検査対象器種	検査区域
1	ひょう量 1 トン未満の特定計量器（ひょう量 1 トン以上の特定計量器を有する事業所で使用するひょう量 1 トン未満の特定計量器及び特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 4 号の規定に該当するものを除く。）	神奈川区及び西区
2	ひょう量 1 トン未満の特定計量器のうち、横浜市区役所及び横浜市市庁舎内で横浜市の有する特定計量器	鶴見区、中区、港北区、緑区、青葉区及び都筑区
3	ひょう量 1 トン未満の特定計量器のうち、横浜市立小学校、横浜市立中学校、横浜市立高等学校、横浜市立特別支援学校、神奈川県立高等学校及び神奈川県立特別支援学校の有する特定計量器	鶴見区、中区、港北区、緑区、青葉区及び都筑区
4	ひょう量 1 トン未満の特定計量器のうち、市役所ごみゼロルート回収参加施設の有する特定計量器	鶴見区

2 検査期間

令和 5 年 4 月 10 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3 検査場所

検査対象特定計量器の所在場所及び横浜市市庁舎

横浜市告示第 90 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中竹春

1 検査対象器種及び検査区域

項番	検査対象器種	検査区域
1	ひょう量 1 トン未満の特定計量器（項番 2 に掲げるもの、2 に掲げるもの及び特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 4 号の規定に該当するものを除く。）	鶴見区、中区、港北区、緑区、青葉区及び都筑区
2	ひょう量 1 トン以上の特定計量器及び同特定計量器を有する事業所で使用するひょう量 1 トン未満の特定計量器	横浜市全域

2 1 から除くもの

項番	検査対象器種	検査区域
1	ひょう量 1 トン未満の特定計量器のうち、横浜市区役所及び横浜州市庁舎内で横浜市の有する特定計量器	鶴見区、中区、港北区、緑区、青葉区及び都筑区
2	ひょう量 1 トン未満の特定計量器のうち、横浜市立小学校、横浜市立中学校、横浜市立高等学校、横浜市立特別支援学校、神奈川県立高等学校及び神奈川県立特別支援学校の有する特定計量器	鶴見区、中区、港北区、緑区、青葉区及び都筑区
3	ひょう量 1 トン未満の特定計量器のうち、市役所ごみゼロルート回収参加施設の有する特定計量器	鶴見区

3 検査期間

令和 5 年 4 月 10 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 検査場所

検査対象特定計量器の所在場所及び公益財団法人横浜市消費者協会

5 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

公益財団法人横浜市消費者協会
理事長 阿 南 久

横浜市告示第 91 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山 中 竹 春

認可年月日	令和 5 年 2 月 8 日
設置年月日	令和 5 年 3 月 15 日
事業種別	第二種助産施設
施設名称	みどり助産院
設置者	山 田 みどり
代表者	山 田 みどり
経営責任者	山 田 みどり
規模	134.56 m ²
定員	2 人
所在地	緑区三保町 2,242 番地

横浜市告示第 92 号

「よこはまのいきものハンドブック」売払代金収納事務
の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「よこはまのいきものハンドブック」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地の 5	令和 5 年 3 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日まで

公 告

横浜市公告第 115 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
西区みなとみらい四丁目 2 番の 1 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

横浜市公告第 116 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 5 年 1 月横浜市公告第 37 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
磯子区新杉田町 8 番の 1 の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の試料採取等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤含有量基準に適合することを確認したため。

横 浜 市 公 告 第 117 号

横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の 変 更 及 び 農 用 地 利 用 計 画 変
更 案 の 縦 覧

農 業 振 興 地 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 (昭 和 44 年 法 律 第 58 号) 第 13 条
第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を 変 更 す る の で
、 変 更 後 の 当 該 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 の う ち 農 用 地 利 用 計 画 の 案 を
次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 住 民 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜
市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

当 該 農 用 地 利 用 計 画 に 係 る 農 用 地 区 域 内 に あ る 土 地 の 所 有 者 そ の
他 そ の 土 地 に 関 し 権 利 を 有 す る 者 は 、 当 該 農 用 地 利 用 計 画 の 案 に 対
し て 異 議 が あ る と き は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 15 日
以 内 に 横 浜 市 長 に 申 し 出 る こ と が で き る 。

令 和 5 年 3 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 変 更 内 容

次 の 土 地 を 農 用 地 区 域 か ら 除 外 す る 。

- (1) 峰 沢 区 域 (B - 4)
保 土 ヶ 谷 区 峰 沢 町 301 番 の 4 の 一 部
- (2) 西 谷 区 域 (B - 5)
旭 区 川 島 町 3,083 番 の 6 の 一 部
- (3) 三 家 区 域 (C - 2)
泉 区 和 泉 町 7,261 番 の 1 の 一 部

2 縦 覧 場 所

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号
横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所
戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17
横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

3 縦 覧 期 間

令 和 5 年 3 月 3 日 か ら 令 和 5 年 4 月 3 日 ま で

4 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横 浜 市 公 告 第 118 号

公 共 下 水 道 事 業 計 画 の 変 更

下 水 道 法 (昭 和 33 年 法 律 第 79 号) 第 4 条 第 6 項 に お い て 準 用 す る
同 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 公 共 下 水 道 事 業 計 画 を 変 更 す る
た め 、 下 水 道 法 施 行 令 (昭 和 34 年 政 令 第 147 号) 第 3 条 の 規 定 に よ
り 次 の と お り 公 告 し 、 当 該 事 業 計 画 を 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 当 該 事 業 計 画 の 変 更 に つ い て は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に
、 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 5 年 3 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 下 水 道 事 業 計 画 の 名 称
横 浜 市 公 共 下 水 道 事 業 変 更 計 画 書
- 2 予 定 処 理 区 域
縦 覧 図 書 の と お り
- 3 工 事 着 手 の 年 月 日
昭 和 25 年 4 月 1 日
- 4 工 事 完 成 の 予 定 年 月 日
令 和 8 年 3 月 31 日
- 5 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 環 境 創 造 局 下 水 道 計 画 調 整 部 下 水 道 事 業 マ ネ ジ メ ン ト 課
- 6 縦 覧 期 間
令 和 5 年 3 月 3 日 か ら 令 和 5 年 3 月 9 日 ま で
- 7 縦 覧 時 間
午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横浜市公告第 119 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中竹春

1 排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
11743	株式会社泰成工事	鈴木正博	旭区中希望が丘 144 番地の 1
11744	U P 株式会社神奈川営業所	今田壮祐	川崎市川崎区本町 1 丁目 8 番 3 号
30629	株式会社豊栄企画	成澤啓予	磯子区磯子二丁目 10 番 16 号

2 指定有効期間

令和 5 年 3 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで

横浜市公告第 120 号

排水設備指定工事店の指定申請の受付

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 2 条に規定する排水設備指定工事店の指定申請を次のとおり受け付ける。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 受付時期及び指定年月日
令和 5 年 4 月 14 日まで受付分（令和 5 年 6 月 1 日指定）
令和 5 年 7 月 14 日まで受付分（令和 5 年 9 月 1 日指定）
令和 5 年 10 月 13 日まで受付分（令和 5 年 12 月 1 日指定）
令和 6 年 1 月 12 日まで受付分（令和 6 年 3 月 1 日指定）
- 2 受付方法
受付先の窓口へ持参
- 3 受付先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課
- 4 指定申請書に添付する書類
 - (1) 登記事項証明書（法人の場合）
 - (2) 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
 - (3) 登記されていないことの証明書（代表者のもの）
 - (4) 身分証明書（代表者のもの）
 - (5) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（代表者のもの）
 - (6) 専属する排水設備工事責任技術者の神奈川県下水道協会が交付した下水道排水設備工事責任技術者合格証又は修了証のいずれかの写し（有効期間内のものに限る。）
 - (7) 専属する排水設備工事責任技術者の雇用関係を証する書類の写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 5 問合せ先
横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課

横浜市公告第 121 号

横浜国際港都建設計画公園の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画公園の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画公園
7・2・801 号金沢八景西公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
金沢区瀬戸地内
- 3 縦覧期間
令和 5 年 3 月 3 日から令和 5 年 3 月 17 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 5 年 3 月 3 日から令和 5 年 3 月 17 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号
横浜市金沢区役所総務部区政推進課

横浜市公告第122号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和5年3月3日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 横浜国際港都建設計画道路
3・4・3号環状4号線
- (2) 横浜国際港都建設計画道路
3・3・53号上川井瀬谷1号線
- (3) 横浜国際港都建設計画道路
3・3・54号上川井瀬谷2号線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 3・4・3号環状4号線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分
瀬谷区瀬谷町及び中屋敷三丁目地内
- (2) 3・3・53号上川井瀬谷1号線
 - ア 追加する部分
旭区上川井町並びに瀬谷区瀬谷町及び中屋敷三丁目地内
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分
なし
- (3) 3・3・54号上川井瀬谷2号線
 - ア 追加する部分
旭区上川井町及び瀬谷区瀬谷町地内
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分
なし

3 縦覧期間

- 令和 5 年 3 月 3 日 から 令和 5 年 3 月 17 日 まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 5 年 3 月 3 日 から 令和 5 年 3 月 17 日 まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
横浜市旭区役所総務部区政推進課
瀬谷区二ツ橋町 190 番地
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第123号

横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画道路の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和5年3月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・3・9号国道16号線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
旭区上川井町並びに瀬谷区卸本町、上瀬谷町、北町、五貫目町、瀬谷町及び目黒町地内
- 3 縦覧期間
令和5年3月3日から令和5年3月17日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和5年3月3日から令和5年3月17日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
旭区鶴ヶ峰一丁目4番地の12
横浜市旭区役所総務部区政推進課
瀬谷区二ツ橋町190番地
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 124 号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定
 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき、総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造を次のとおり認定した。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

認定年月日	認定番号	一 団 地	申 請 者
令和 5 年 2 月 20 日	第 1235 号	旭区若葉台三丁目 5 番 ほか	医療法人社団明芳会 理 事 長 中 村 哲 也

横 浜 市 公 告 第 125 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 3 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 12 月 25 日 第 2020 開 610 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 港 区 西 新 橋 2 丁 目 8 番 6 号
大 和 地 所 レ ジ デ ン ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 下 村 俊 二
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 港 南 二 丁 目 1,269 番 の 1 及 び 1,269 番 の 19 か ら 1,269 番
の 23 ま で

横 浜 市 公 告 第 126 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 5 年 3 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 8 月 3 日 第 2022 開 1604 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 卸 本 町 9,279 番 地 の 43
株 式 会 社 アイ シ マ
代 表 取 締 役 相 澤 剛
泉 区 中 田 北 二 丁 目 15 番 15 号
小 山 幸 伸
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 中 田 北 二 丁 目 2,139 番 の 2 、 2,140 番 の 3 、 2,140 番 の 4
、 2,141 番 の 1 、 2,141 番 の 3 、 2,141 番 の 5 及 び 2,141 番 の 6

横浜市公告第 127 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2022 ・ 11 ・ 4 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 2 月 17 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
6.17 m
- 5 指定の場所
港北区大倉山四丁目 833 番の 5
- 6 申請者の氏名
協栄ハウジング株式会社
代表取締役 難波三郎

横浜市公告第 128 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2022 ・ 11 ・ 3 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 2 月 17 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
16.12 m
- 5 指定の場所
港北区下田町三丁目 486 番の 1
- 6 申請者の氏名
株式会社ハウスプラン
代表取締役 鈴木 賢 広

横浜市公告第 129 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2022 ・ 17 ・ 3 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 2 月 17 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
24.45 m
- 5 指定の場所
青葉区荏子田二丁目 8 番の 17 及び 8 番の 30
- 6 申請者の氏名
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林重行

横浜市公告第 130 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 42・92 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 2 月 20 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
64.50 m
- 5 廃止の場所
港北区仲手原二丁目 643 番の 22 地先から 690 番の 12 地先まで

横 浜 市 公 告 第 131 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 5 年 3 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 39 ・ 40 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 5 年 2 月 20 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
23.40 m
- 5 廃 止 の 場 所
泉 区 下 和 泉 二 丁 目 609 番 の 11 地 先 か ら 614 番 の 4 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 132 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 5 年 3 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 5 年 2 月 13 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

7.60 m

4 廃 止 の 場 所

栄 区 桂 町 319 番 の 4 及 び 319 番 の 5 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 133 号

土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 補 欠 選 挙 人 名 簿 の 確 定 等

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 新 綱 島 駅 周 辺 地 区 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員
の 補 欠 選 挙 人 名 簿 に つ い て は 、 土 地 区 画 整 理 法 施 行 令 (昭 和 30 年 政
令 第 47 号) 第 21 条 第 1 項 の 縦 覧 期 間 内 に 異 議 の 申 出 が な か っ た の で
、 こ の 公 告 の 日 に お い て 確 定 す る 。

こ の 選 挙 人 名 簿 に 記 載 さ れ た 者 が 選 挙 す べ き 委 員 の 数 は 、 次 の と
お り と す る 。

令 和 5 年 3 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

委 員 の 数

宅 地 の 所 有 者 が 選 挙 す べ き 委 員

3 人

区 告 示

栄 区 告 示 第 2 号

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 亀 井 町 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 5 年 3 月 3 日

横 浜 市 栄 区 長 富 士 田 学

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	山 田 和 史 栄 区 亀 井 町 19 番 6 号	宮 原 恵 子 栄 区 亀 井 町 21 番 15 号

教育委員会

横浜市教育委員会告示第 8 号

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために
納付すべき費用の額

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額を次のとおり公表する。

個人演説会等施設の設備の程度及び施設の使用のために納付すべき費用の額（令和 4 年 6 月横浜市教育委員会告示第 14 号）は、廃止する。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市教育委員会
教育長 鯉 淵 信 也

1 個人演説会等施設の設備の程度

(1) 設備をする場所

（鶴見区）

施設の名称	設備をする場所	面積（㎡）
末吉小学校	図書館	130
市場小学校	体育館	860
潮田小学校	体育館 M ルーム	68
東台小学校	図工室	95
旭小学校	体育館	484
獅子ヶ谷小学校	体育館	559
馬場小学校	体育館	562
生麦小学校	体育館	555
豊岡小学校	図工室	122
下野谷小学校	体育館	1,294
入船小学校	体育館	785
鶴見小学校	体育館	561
平安小学校	体育館	787
岸谷小学校	体育館	579
矢向小学校	体育館	520
上末吉小学校	体育館	476
駒岡小学校	体育館	586
下末吉小学校	体育館	588
寺尾小学校	体育館	598
汐入小学校	体育館	778
上寺尾小学校	図書室	144
新鶴見小学校	体育館	672
市場中学校	体育館	870
潮田中学校	音楽室	95
末吉中学校	体育館	860
鶴見中学校	格技場	240

寺尾中学校	体育館	900
生麦中学校	体育館	964
寛政中学校	体育館 M ルーム	48
矢向中学校	体育館	810
上の宮中学校	体育館	733
東高等学校	食堂	255
横浜サイエンスフロンティア 高等学校・横浜サイエンスフ ロンティア附属中学校	カフェテリア	450

(神奈川区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
青木小学校	体育館	1,045
神奈川小学校	体育館	628
子安小学校	体育館	1,204
神橋小学校	体育館	582
二谷小学校	体育館	812
浦島小学校	体育館	614
菅田の丘小学校	体育館	598
幸ヶ谷小学校	多目的室	122
三ツ沢小学校	体育館	776
白幡小学校	体育館	558
斎藤分小学校	体育館	595
西寺尾小学校	体育館	618
西寺尾第二小学校	体育館	1,019
神大寺小学校	体育館	1,194
中丸小学校	体育館	586
大口台小学校	体育館	778
羽沢小学校	体育館	648
南神大寺小学校	体育館	559
浦島丘中学校	多目的ホール	79
栗田谷中学校	格技場	246
六角橋中学校	図書室	172
神奈川中学校	視聴覚室	96
松本中学校	体育館	781
錦台中学校	体育館	832
菅田中学校	体育館	640
盲特別支援学校	体育館	759

(西区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
戸部小学校	体育館	559
東小学校	体育館	571
宮谷小学校	体育館	1,041
一本松小学校	体育館	996
西前小学校	体育館	1,018
稲荷台小学校	体育館	672
浅間台小学校	体育館	778
みなとみらい本町小学校	体育館	761

老松中学校	体育館	743
西中学校	体育館	873
軽井沢中学校	体育館	1,155

(注) 平沼小学校・岡野中学校は使用できない。

(中区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
北方小学校	体育館	836
元街小学校	図書室	130
本町小学校	体育館	655
立野小学校	体育館	690
大鳥小学校	体育館	778
山元小学校	体育館	931
間門小学校	体育館	416
本牧南小学校	体育館	683
本牧小学校	体育館	1,003
港中学校	体育館	1,023
横浜吉田中学校	体育館	813
大鳥中学校	体育館	1,838
仲尾台中学校	格技場	303
本牧中学校	体育館	1,090
みなと総合高等学校	食堂	403

(南区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
石川小学校	体育館	788
大岡小学校	体育館	562
南吉田小学校	体育館	566
日枝小学校	体育館	612
藤の木小学校	図書室	40
南太田小学校	体育館	799
井土ヶ谷小学校	体育館	795
蒔田小学校	体育館	482
中村小学校	体育館	776
南小学校	体育館	476
六つ川小学校	体育館	1,185
永田小学校	体育館	494
別所小学校	体育館	558
六つ川西小学校	体育館	559
共進中学校	体育館	848
蒔田中学校	体育館	657
永田中学校	体育館	745
南中学校	体育館	660
南が丘中学校	体育館	676
六ツ川中学校	体育館	747
藤の木中学校	体育館	752
横浜商業高等学校	食堂	400
横浜総合高等学校	視聴覚室	142

(注) 太田小学校・六つ川台小学校・永田台小学校・平楽中学校・中村特別支援学校・浦舟特別支援学校は使用できない。

(港南区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
日野小学校	体育館	473
吉原小学校	体育館	475
永野小学校	家庭科室	129
芹が谷小学校	視聴覚室	80
日下小学校	体育館	494
下永谷小学校	家庭科室	70
南台小学校	体育館	946
上大岡小学校	体育館	558
芹が谷南小学校	体育館	480
日限山小学校	体育館	545
港南台第一小学校	体育館	590
港南台第二小学校	体育館	615
港南台第三小学校	体育館	559
日野南小学校	体育館	693
下野庭小学校	体育館	652
永谷小学校	図書室	128
丸山台小学校	体育館	555
野庭すずかけ小学校	体育館	563
小坪小学校	体育館	789
桜岡小学校	体育館	561
港南中学校	体育館	798
上永谷中学校	音楽室	64
笹下中学校	体育館	762
港南台第一中学校	体育館 M ルーム	63
芹が谷中学校	被服室	126
日限山中中学校	体育館	733
日野南中学校	体育館	733
丸山台中中学校	体育館	779
東永谷中学校	体育館	1,170
南高等学校・南高等学校附属中学校	食堂	316
港南台ひの特別支援学校	ホール	250
日野中央高等特別支援学校	体育館	614

(注) 相武山小学校は使用できない。

(保土ヶ谷区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
星川小学校	体育館	501
仏向小学校	体育館	942
坂本小学校	体育館	501
保土ヶ谷小学校	体育館	958
川島小学校	体育館	562

今井小学校	体育館	603
藤塚小学校	体育館	558
帷子小学校	第一音楽室	97
峯小学校	体育館	633
岩崎小学校	体育館	663
富士見台小学校	体育館	720
桜台小学校	体育館	555
常盤台小学校	体育館	617
上星川小学校	体育館	384
初音が丘小学校	体育館	914
新井小学校	体育館	631
上菅田笹の丘小学校	体育館	603
瀬戸ヶ谷小学校	体育館	467
権太坂小学校	体育館	480
岩崎中学校	体育館	1,017
保土ヶ谷中学校	体育館	866
宮田中学校	体育館	1,024
岩井原中学校	体育館	1,097
西谷中学校	体育館	1,054
上菅田中学校	体育館	749
新井中学校	体育館	743
橘中学校	体育館	817
桜丘高等学校	図書館小講堂	120
上菅田特別支援学校	体育館	896
ろう特別支援学校	体育館	885

(旭 区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
二俣川小学校	体育館	574
中沢小学校	図工室	95
さちが丘小学校	体育館	588
万騎が原小学校	体育館	589
市沢小学校	体育館	805
白根小学校	体育館	594
上川井小学校	体育館	487
都岡小学校	体育館	599
今宿小学校	体育館	598
希望ヶ丘小学校	体育館	798
東希望が丘小学校	体育館	562
笹野台小学校	視聴覚室	101
鶴ヶ峯小学校	体育館	623
本宿小学校	体育館	591
不動丸小学校	体育館	621
川井小学校	体育館	586
上白根小学校	体育館	590
南本宿小学校	体育館	598
左近山小学校	体育館	480
中尾小学校	体育館	724

善部小学校	体育館	653
若葉台小学校	体育館	591
四季の森小学校	体育館	587
鶴ヶ峯中学校	体育館	657
万騎が原中学校	体育館	1,139
希望が丘中学校	体育館	652
左近山中学校	体育館	657
都岡中学校	体育館	778
旭中学校	体育館	884
南希望が丘中学校	図書室	169
今宿中学校	図書室	128
本宿中学校	体育館	733
若葉台中学校	Eホール	124
旭北中学校	体育館	1,048
左近山特別支援学校	多目的室	65

(注) 今宿南小学校・上白根中学校・若葉台特別支援学校は使用できない。

旭北中学校は令和 5 年 4 月 1 日より学校統合のため学校名が上白根北中学校へ変更。

(磯子区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
磯子小学校	体育館	474
杉田小学校	体育館	558
根岸小学校	図書室	132
滝頭小学校	体育館	627
浜小学校	体育館	919
梅林小学校	体育館	903
岡村小学校	体育館	792
洋光台第一小学校	体育館	602
洋光台第二小学校	体育館	480
洋光台第三小学校	体育館	792
洋光台第四小学校	体育館	558
森東小学校	体育館	581
山王台小学校	図書室	116
さわの里小学校	体育館	607
根岸中学校	体育館	967
浜中学校	体育館	1,011
汐見台中学校	体育館	867
岡村中学校	体育館	930
洋光台第一中学校	体育館	869
洋光台第二中学校	体育館	875
森中学校	体育館	777
横浜商業高等学校別科	多目的ホール	364

(注) 屏風浦小学校・汐見台小学校は使用できない。

(金沢区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
金沢小学校	体育館	776
釜利谷小学校	体育館	603
六浦小学校	体育館	563
富岡小学校	体育館	776
大道小学校	体育館	794
八景小学校	体育館	999
文庫小学校	体育館	657
瀬ヶ崎小学校	体育館	800
西柴小学校	体育館	666
朝比奈小学校	体育館	593
高舟台小学校	体育館	555
並木第一小学校	体育館	892
並木中央小学校	体育館	688
並木第四小学校	体育館	879
釜利谷東小学校	体育館	555
能見台小学校	体育館	861
釜利谷南小学校	体育館	848
小田小学校	体育館	984
六浦南小学校	体育館	913
能見台南小学校	体育館	919
金沢中学校	格技場	443
六浦中学校	体育館	1,077
大道中学校	体育館	1,311
西柴中学校	体育館	981
富岡中学校	体育館	824
富岡東中学校	体育館	869
並木中学校	体育館	873
釜利谷中学校	体育館	788
小田中学校	体育館	585
金沢高等学校	食堂	524

(注) 西富岡小学校・義務教育学校西金沢学園は使用できない。
(港北区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
日吉台小学校	教室	60
高田小学校	体育館	503
新田小学校	体育館	568
大綱小学校	体育館	589
太尾小学校	地域交流室	150
大曾根小学校	体育館	595
師岡小学校	体育館	631
城郷小学校	体育館	515
港北小学校	体育館	680
綱島小学校	多目的室	184
菊名小学校	体育館	831
篠原小学校	体育館	588
下田小学校	研修室	70

駒林小学校	体育館	598
日吉南小学校	体育館	582
新吉田小学校	図書室	136
新吉田第二小学校	体育館	555
綱島東小学校	体育館	586
矢上小学校	体育館	472
高田東小学校	会議室	42
新羽小学校	体育館	555
北綱島小学校	体育館	480
大豆戸小学校	体育館	555
小机小学校	体育館	778
城郷中学校	図書室	128
新田中学校	体育館	1,278
日吉台中学校	格技場	350
大綱中学校	格技場	272
篠原中学校	体育館	832
樽町中学校	体育館	653
日吉台西中学校	体育館	757
高田中学校	体育館	1,073

(注) 篠原西小学校・箕輪小学校・新羽中学校・北綱島特別支援学校は使用できない。

(緑区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
山下小学校	体育館	602
鴨居小学校	体育館	970
新治小学校	体育館	805
三保小学校	体育館	388
十日市場小学校	体育館	700
森の台小学校	体育館	840
長津田小学校	体育館	644
長津田第二小学校	体育館	491
竹山小学校	体育館	639
東本郷小学校	体育館	586
上山小学校	体育館	555
緑小学校	体育館	375
いぶき野小学校	体育館	967
中山小学校	体育館	776
山下みどり台小学校	体育館	918
田奈中学校	体育館	984
中山中学校	体育館	1,185
十日市場中学校	格技場	417
鴨居中中学校	格技場	255
東鴨居中中学校	体育館	1,086
義務教育学校霧が丘学園	小学部 体育館	593

(青葉区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
鉄小学校	体育館	648

谷本小学校	体育館	559
田奈小学校	体育館	632
つつじが丘小学校	体育館	678
榎が丘小学校	音楽室	90
山内小学校	体育館	631
美しが丘小学校	体育館	558
美しが丘東小学校	体育館	567
奈良小学校	体育館	680
青葉台小学校	体育館	611
みたけ台小学校	体育館	555
美しが丘西小学校	体育館	900
もえぎ野小学校	体育館	559
元石川小学校	体育館	559
藤が丘小学校	体育館	473
市ヶ尾小学校	体育館	555
あざみ野第一小学校	体育館	559
あざみ野第二小学校	体育館	590
嶮山小学校	体育館	559
鴨志田第一小学校	体育館	559
東市ヶ尾小学校	図書室	120
鴨志田緑小学校	体育館	777
荏子田小学校	体育館	742
恩田小学校	体育館	809
新石川小学校	体育館	824
さつきが丘小学校	体育館	1,109
荏田西小学校	体育館	784
桂小学校	体育館	672
奈良の丘小学校	体育館	1,030
黒須田小学校	体育館	720
すすき野中学校 (旧すすき野小学校)	体育館	480
山内中学校	総合部室	70
青葉台中学校	武道場	355
谷本中学校	体育館	806
みたけ台中学校	体育館	733
美しが丘中学校	体育館	743
奈良中学校	体育館	743
緑が丘中学校	体育館	747
あざみ野中学校	体育館	777
市ヶ尾中学校	格技場	300
もえぎ野中学校	体育館	761
鴨志田中学校	体育館	839
あかね台中学校	地域交流室	130

(都筑区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
中川小学校	体育館	558
山田小学校	図書室	130

勝田小学校	体育館	586
すみれが丘小学校	体育館	470
茅ヶ崎小学校	体育館	878
中川西小学校	図書室	128
都田小学校	体育館	1,064
荏田小学校	図工室	98
川和小学校	体育館	984
折本小学校	体育館	711
都田西小学校	体育館	556
荏田東第一小学校	図書室	101
荏田南小学校	体育館	895
川和東小学校	体育館	672
茅ヶ崎台小学校	体育館	1,037
北山田小学校	体育館	672
つづきの丘小学校	体育館	720
南山田小学校	体育館	672
都筑小学校	体育館	980
東山田小学校	体育館	764
茅ヶ崎東小学校	体育館	1,151
牛久保小学校	体育館	720
中川中学校	武道場	250
茅ヶ崎中学校	格技場	395
中川西中学校	格技場	228
都田中学校	体育館	720
川和中学校	多目的ホール	367
荏田南中学校	体育館	602
東山田中学校	体育館	1,179
早渕中学校	体育館棟アリーナ	1,664

(戸塚区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
汲沢小学校	体育館	589
川上小学校	家庭科室	98
柏尾小学校	体育館	501
川上北小学校	体育館	589
大正小学校	体育館	559
小雀小学校	体育館	563
東戸塚小学校	体育館	779
境木小学校	体育館	488
矢部小学校	体育館	615
南戸塚小学校	体育館	558
平戸小学校	体育館	586
深谷小学校	体育館	491
横浜深谷台小学校	体育館	586
東汲沢小学校	研修室	66
平戸台小学校	体育館	555
鳥が丘小学校	体育館	555

南舞岡小学校	体育館	557
上矢部小学校	体育館	593
品濃小学校	体育館	874
秋葉小学校	体育館	811
東俣野小学校	体育館	788
舞岡小学校	体育館	710
倉田小学校	体育館	890
東品濃小学校	体育館	775
下郷小学校	体育館	664
大正中学校	格技場	352
戸塚中学校	体育館	1,294
豊田中学校	体育館	689
舞岡中学校	体育館	882
境木中学校	体育館	762
汲沢中学校	体育館	883
名瀬中学校	体育館	743
深谷中学校	体育館	733
秋葉中学校	体育館	809
平戸中学校	体育館	803
南戸塚中学校	体育館	868
戸塚高等学校	食堂	380

(注) 戸塚小学校・名瀬小学校・東俣野特別支援学校は使用できない。

(栄区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (㎡)
豊田小学校	体育館	780
本郷小学校	体育館	999
西本郷小学校	体育館	561
千秀小学校	体育館	600
飯島小学校	体育館	586
桂台小学校	体育館	626
本郷台小学校	体育館	787
小菅ヶ谷小学校	体育館	586
公田小学校	体育館	555
小山台小学校	体育館	555
笠間小学校	体育館	555
桜井小学校	体育館	591
庄戸小学校	体育館	568
上郷小学校	体育館	662
本郷中学校	体育館	874
桂台中学校	体育館	743
西本郷中学校	体育館	732
飯島中学校	体育館	767
小山台中学校	体育館	779
本郷特別支援学校	体育館	632

(注) 上郷中学校は使用できない。

(泉 区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
中和田小学校	体育館	600
中和田南小学校	体育館	590
上飯田小学校	体育館	562
飯田北いちょう小学校	体育館	564
岡津小学校	体育館	900
中田小学校	体育館	560
東中田小学校	体育館	668
新橋小学校	体育館	579
和泉小学校	体育館	598
下和泉小学校	体育館	586
葛野小学校	体育館	491
いずみ野小学校	体育館	555
伊勢山小学校	体育館	555
西が岡小学校	体育館	1,110
岡津中学校	体育館	1,448
中和田中学校	体育館	1,615
泉が丘中学校	体育館	817
中田中学校	体育館	805
上飯田中学校	体育館	743
いずみ野中学校	体育館	779
領家中学校	体育館	781
義務教育学校緑園学園	メインアリーナ	1,749

(瀬 谷 区)

施設の名称	設備をする場所	面積 (m ²)
原小学校	体育館	589
上瀬谷小学校	体育館	589
瀬谷小学校	体育館	574
相沢小学校	体育館	480
瀬谷第二小学校	体育館	480
二つ橋小学校	体育館	561
三ツ境小学校	体育館	1,051
南瀬谷小学校	体育館	1,052
大門小学校	図書室	130
瀬谷さくら小学校	体育館	582
阿久和小学校	体育館	592
瀬谷中学校	体育館	741
東野中学校	体育館	811
南瀬谷中学校	体育館	1,130
原中学校	武道場	387
下瀬谷中学校	体育館	779
二つ橋高等特別支援学校	会議室	75

(2) 設備の程度

照明	演壇	聴衆席	弁士席
有	机 1 台 椅子 1 脚	椅子 1 人用 50 脚	机 1 台 椅子 5 脚

2 施設の使用のために納付すべき費用の額

演説会開催の日時	納付すべき費用額
平日の昼間	9,563 円
平日の夜間	28,624 円
休日	30,142 円

備考 1 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（前記に掲げる日を除く。）をいう。

2 「昼間」とは午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までを、「夜間」とは午後 5 時 30 分から午前 8 時 30 分までをいう。

3 演説会が 11 月 1 日から 3 月 31 日までの間に行われる場合においては、納付すべき費用額に燃料費として 436 円を加算する。

4 拡声機の設備がある場合において、その拡声機を使用して演説会を開催するときは、納付すべき費用額に拡声機の使用料として 550 円を加算する。

監 査 委 員

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 3 号

包 括 外 部 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 の 公 表

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 252 条 の 37 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 包 括 外 部 監 査 人 か ら 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 の 提 出 が あ っ
た の で 、 同 法 第 252 条 の 38 第 3 項 の 規 定 に よ り 、 こ れ を 別 冊 の と お
り 公 表 す る 。

令 和 5 年 3 月 3 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	松	本		研
同	今	野	典	人

市会

横浜市会規程第 1 号

横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成 13 年 3 月
横浜市会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 3 日

横浜市会議長 清水 富 雄

第 9 条の見出し中「収支報告書等」を「保存収支報告書等」に改め、同条第 1 項中「を、当該収支報告書等」を「（以下「保存収支報告書等」という。）を、当該保存収支報告書等」に、「60 日」を「90 日」に改め、同条第 2 項中「収支報告書等」を「保存収支報告書等」に改める。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（収支報告書のインターネットの利用による公表等）

第 10 条 議長は、条例第 7 条第 2 項の規定による請求に基づき保存収支報告書等を閲覧に供するほか、保存収支報告書等のうちの収支報告書をインターネットの利用により公表するとともに、保存収支報告書等の一部を横浜市会図書室に備え付けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、収支報告書のインターネットの利用による公表及び保存収支報告書の横浜市会図書室への備付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、令和 5 年 5 月 1 日以降に交付した政務活動費について適用し、同日前に交付した政務活動費については、なお従前の例による。